

奈良県における法人県民税・事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税の税率一覧

法人県民税

法人税割の税率

法人等の区分	平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
下記以外の法人	法人税額の5.8%	法人税額の4.0%	法人税額の1.8%
資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、課税標準となる法人税額(分割のある法人は分割前の額)が年1,000万円以下の法人	法人税額の5.0%	法人税額の3.2%	法人税額の1.0%

※ 社会福祉の増進又は医療の向上を図る施設の整備等の経費に充てるため、法人県民税法人税割に0.8%の超過課税(上表上段の税率)を実施しています。

均等割の税率

法人の資本金等の額の区分	税額(年額)
50億円超	840,000円
10億円超～50億円以下	567,000円
1億円超～10億円以下	136,500円
1千万円超～1億円以下	52,500円
1千万円以下	21,000円
上記以外の法人等	21,000円

「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額をいいます。

平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、「資本金等の額(上記の金額から無償増減資等の額を加減算した額)」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか大きい方の額となります。

※ 森林環境税として県民税均等割に5%の超過課税を実施しています。

法人事業税

※以下(1)・(2)・(3)の事業ごとに区分して税額を計算してください。

(1) 電気供給業、ガス供給業、保険業 以外の事業

区 分		平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	平成27年4月1日以後に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	
外形標準課税対象法人(※1)	付加価値割	0.48%		0.72%	1.2%		
	資本割	0.2%		0.3%	0.5%		
	所得割	年400万円以下の所得	1.5%	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%
		年400万円超 年800万円以下の所得	2.2%	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%
		年800万円超の所得	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%
3以上の都道府県に事業所を有し、かつ、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人の所得		2.9%	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%	
特別法人(※2)	所得割	年400万円以下の所得	2.7%	3.4%		3.5%	
		年400万円超の所得	3.6%	4.6%		4.9%	
		3以上の都道府県に事業所を有し、かつ、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人の所得	3.6%	4.6%		4.9%	
上記以外の法人	所得割	年400万円以下の所得	2.7%	3.4%		3.5%	
		年400万円超 年800万円以下の所得	4.0%	5.1%		5.3%	
		年800万円超の所得	5.3%	6.7%		7.0%	
		3以上の都道府県に事業所を有し、かつ、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人の所得	5.3%	6.7%		7.0%	

※1) 資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える普通法人(特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人は除く)

※2) 法人税法別表三に掲げる協同組合等(農業協同組合、信用金庫等)及び医療法人

(2) 電気供給業（発電事業・小売電気事業を除く）、ガス供給業、保険業

区 分	平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
収入割	0.7%	0.9%	1.0%

(3) 発電事業・小売電気事業

区 分		平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税対象法人	収入割	0.7%	0.9%	1.0%	0.75%
	付加価値割				0.37%
	資本割				0.15%
上記以外の法人	収入割	0.7%	0.9%	1.0%	0.75%
	所得割				1.85%

特別法人事業税

※令和元年10月1日以後に開始する事業年度より適用

課税標準	区 分	令和2年3月31日以前に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税法人	260.0%	
	特別法人	34.5%	
	上記以外の法人	37.0%	
基準法人収入割額	発電事業・小売電気事業 以外	30.0%	
	発電事業・小売電気事業	30.0%	40.0%

基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率により計算した法人事業税の所得割額又は収入割額のことです。

地方法人特別税

※平成20年10月1日から令和元年9月30日の間に開始する事業年度において適用

課税標準	区 分	平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	平成27年4月1日以後に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税法人	148.0%	67.4%	93.5%	414.2%
	上記以外の法人	81.0%	43.2%		
基準法人収入割額		81.0%	43.2%		

令和元年9月30日までに開始する事業年度をもって廃止

■ **問合せ先** ■ 詳しいことにつきましては、所轄の県税事務所までお問い合わせください。

奈良県税事務所法人税係	TEL 0742-20-4535
中南和県税事務所法人税係	TEL 0744-48-3003
奈良県税務課課税係	TEL 0742-27-8853